

岸和田市立山直南小学校・幼稚園 PTA 規約

第1条 名 称

この会は、岸和田市立山直南小学校・幼稚園 PTA と呼び、事務所を山直南小学校におきます。

第2条 目 的

この会は、保護者と教職員が協力して、学校、家庭、社会における児童・園児の幸福な成長を図るとともに、会員の教養を高め、親睦を図ることを目的とします。

第3条 性 格

この会は、教育の促進を本旨とする民主団体で、政治的、宗教的、営利的な性格は一切もたず、自主的なものであって、他の諸団体と協力するが、それらの諸団体から干渉を受けるものではありません。

第4条 会 員

この会の会員は、山直南小学校と幼稚園に在籍する児童・園児の保護者と山直南小学校と幼稚園に勤務する教職員とします。

第5条 役 員

この会の役員は次のとおりとします。

1. 会 長 1名 保護者から
2. 副会長 2名 保護者から
3. 書 記 1名 保護者から
4. 会 計 1名 保護者から
5. 書記補・会計補

書記・会計には教職員より幼小各1名補佐をおくことができます。

- * 会長・副会長を同年度に選出する町は、会長・副会長が市PTA評議員（男女各1名の学校代表）を兼ねるので男性と女性を選出します。

第6条 役員を選出および就任

1. 役員候補者を定めるため、会長および副会長で指名委員会を構成します。
2. 指名委員会は役員候補者を推薦し、総会の1週間前に全会員に通告します。
3. 一般会員も役員候補者を推薦できます。但し、推薦、立候補とも締め切りは総会の二週間前とします。
4. 役員候補の推薦は、前2項の何れの場合でも事前に被推薦者の同意を必要とします。
5. 役員は毎年4月の総会において多数決で選出します。
6. 役員は4月の総会に就任し、任期は1か年とします。但し再任はさまたげません。
7. 公選により公職者は、この会の役員にはなれません。

第7条 役員役務

1. 会長は会務を総理し、この会を代表します。また、必要に応じて各委員会を召集します。
2. 副会長は会長を補佐します。会長不在のときは、会長出身町の副会長がその代理を務めます。
3. 書記は会の庶務を司り、全ての会合の議事を記録し、その会合について通告します。
4. 会計はすべての収入と支出を会計簿に記録し、会計簿は常に会員の閲覧に備えます。
5. 書記補および会計補は、書記、会計を補佐します。
- * 学級委員会の代表は、学級委員長が務めます。

第8条 顧 問

1. この会には顧問を1名置き、前会長とします。
2. 顧問はその知識・経験を生かして指導助言を行い会務遂行を援助します。ただし議決権は有しません。

第9条 会計監査

1. この会には会計監査を2名置きます。
2. 会計監査は、当該年度の会計監査結果を総会で報告します。

第10条 委員会の役割

この会に、第2条の目的を達成するため、次の委員会を設けます。各委員は会長が委嘱します。

1. 専門委員会
各専門委員会に委員長1名、委員若干名を置きます。
 - (1) 教育安全委員会
校外における児童・園児の生活指導や交通安全指導に当たります。
会員の教養を高めるとともに、親睦を深めるための諸計画を立て実施します。
 - (2) 体育広報委員会
児童・園児、会員の健康増進、体力向上に努めます。
学校の様子やPTAの活動状況を知らせる新聞を発行します。
2. 学級委員会
 - (1) 学級委員会に委員長1名、副委員長1名、各学級より選出の学級委員を置きます。
 - (2) 学級や教育的環境をより一層改善することに努めるとともに、会員相互や教職員と保護者とのよりよい連携を図り、児童の学習および学校生活の向上に努めます。
学年行事や学級行事の計画を立て調整をします。
3. 幼稚園委員会
 - (1) 幼稚園委員会に委員長1名、副委員長1名、会計委員1名、委員若干名を置きます。
 - (2) 園児の健やかな成長を図るための計画を立て実施します。
4. 特別委員会
特定の目的を挙げるために運営委員会は、特別委員会を設けることができます。この委員会は所定の任務を終えると自動的に解散します。

第11条 運営委員会

運営委員会は、この会の役員および各専門委員会の委員長、学級委員長、幼稚園委員長並びに顧問と校長、教頭、書記補・会計補（どちらも教職員代表）によって開催運営します。ただし委員長が欠席の場合は代理として副委員長が出席することとします。

1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議します。
2. 総会に提出する報告並びに議事日程を作成します。
3. 必要あるときは、特別委員会を設けます。
4. その他の総会や実行委員会等によって委任された事項を処理します。
5. 運営委員会は、毎月1回例会を開くことを原則とし、会長がこれを召集します。
6. 議長は、副会長とします。

第12条 会合

この会は、総会、実行委員会、専門委員会、学級委員会、幼稚園委員会、運営委員会の会合を必要あるときに開きます。

1. 総会
 - (1) 総会は、この会の最高会議で全会員によって構成され、会長がこれを召集し議長は副会長が務めます。
 - (2) 総会は、定例総会と臨時総会の二種とし、会員の3分の1以上(委任状含む)の出席がなければ総会を開き議決することはできません。
 - (3) 総会は、会務の報告、役員選挙、会則の変更、その他重要な事項を取りあげ審議します。
 - (4) 総会の議決は、出席会員の過半数をもって定めます。
 - (5) 定例総会は4月に、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上の要望があったときは開くことができます。
2. 実行委員会
 - (1) 実行委員会は役員および専門委員会・学級委員会・幼稚園委員会の委員、校長、教頭書記補・会計補（どちらも教職員代表）で構成します。
 - (2) 実行委員会は、会長が召集し重要な事項について協議決定します。
 - (3) 実行委員会の議長は、副会長とします。
3. 専門委員会
 - (1) 専門委員会は委員長が召集し、事業の計画を立て運営委員会に報告します。
 - (2) 専門委員会の委員長は町単位で推薦し、その順は内規で定めます。
 - (3) 専門委員会の委員に教職員代表を含めます

4. 学級委員会

- (1) 学級委員会の委員長・副委員長は、学級委員の中から互選で選出します。
- (2) 学級委員会は委員長が召集し、学級、学年とPTAとの連絡を密にします。
- (3) 学級委員会の議長は、副委員長とします。
- (4) 学級委員会は、学級毎に所属会員の互選により、3名を選出します。
ただし、学年が複数学級になる場合は、学級毎に2名を選出します。
- (5) 学級委員会の委員に教職員代表を含めます。

5. 幼稚園委員会

- (1) 委員長・副委員長・会計委員は、会員の互選により選出します。
- (2) 幼稚園委員会は、委員長が召集し、事業の計画を立て運営委員会に報告します。また、幼稚園とPTAの連絡を密にします。
- (3) 幼稚園委員会の委員に教職員代表を含めます。

第13条 保険制度

PTA行事で起きた事故の医療支払いについては、大阪府PTA安全会の規定の範囲内で行います。

第14条 会費

1. この会の経費は、小学校と幼稚園とに分け、会費および寄付金、その他の収入をもってこれにあてます。
2. 小学校の会費は、1世帯月額 350円
3. 幼稚園の会費は 1人月額 350円
4. この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第15条 規約改正

この規約は、総会において出席者の過半数の賛成によって、改正することができます。

付 則

- ① この規約の運営のために内規を作ることができます。内規は運営委員会で作成し、実行委員会で決めます。
- ② この規約は昭和40年5月1日より実施します。

規約一部改正	昭和52年4月25日
規約一部改正	昭和58年4月26日
規約全面改正	昭和59年4月
規約一部改正	昭和61年4月21日
規約一部改正	昭和62年4月20日
規約一部改正	平成 元年2月 6日
規約一部改正	平成 4年4月27日
規約改正	平成 5年4月23日
規約一部改正	平成11年4月27日
規約一部改正	平成12年4月26日
規約一部改正	平成21年1月21日
規約一部改正	平成26年4月25日
規約一部改正	平成29年4月28日
規約一部改正	令和 3年9月 3日
規約一部改正	令和 5年11月19日
- ③ この会の弔慰規定は別に定めます。